

枚方京田辺環境施設組合オオタカ保全専門家会議設置要綱

平成30年11月30日

告示第8号

(設置)

第1条 可燃ごみ広域処理施設を整備するに当たり、計画地周辺に生息するオオタカの保全について、専門的な見地から助言を受けるため、枚方京田辺環境施設組合オオタカ保全専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(助言を受ける事項)

第2条 専門家会議において、助言を受ける事項は、次のとおりとする。

- (1) オオタカの保全措置の立案に関すること。
- (2) オオタカの保全措置の実施に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 専門家会議は、学識経験を有する者3人以内で構成する。

(座長及び職務代理者)

第4条 専門家会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、専門家会議の議事を運営する。
- 3 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(専門家会議)

第5条 専門家会議は、必要に応じて管理者が招集する。なお、必要に応じて関係書類の持ち回りにより会議の開催に代えることができる。

- 2 専門家会議は、オオタカの保全の観点から原則として非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 座長は、専門家会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報償)

第8条 委員が専門家会議及び専門家会議に係る職務に従事した場合は、報償を支給する。

2 前項に規定する報償の額は、予算の範囲内で管理者が別に定める。

(専門家会議の事務)

第9条 専門家会議の事務は、枚方京田辺環境施設組合事務局において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、専門家会議に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年11月30日から施行する。